

## 6. 検討結果（まとめ）

一般廃棄物最終処分場における再生事業の方向性については、再生事業および安定化事業におけるそれぞれの課題を整理し、掘り起こし作業に伴うリスク増大の可能性を確認するとともに、最終処分場内の不適物を掘り出すため施設規模 62 t/日の中間処理施設による約 30 年間の再生事業を行うことを要望する意見が出された。

その上で、糸魚川市における総合的なごみ処理のあり方として、以下のとおりまとめとする。

1. 一般廃棄物最終処分場における再生事業については、今は見送るものとする。  
については、一般廃棄物最終処分場に隣接する糸魚川市所有地に次期ごみ焼却施設と管理施設を建設し、一般廃棄物最終処分場と一体的に管理することで、処分場周辺における監視・観測と危機対応を徹底すること。
2. 次期ごみ焼却施設はストーカ方式とするが、将来において熔融炉の増設ができる施設とする。
3. 一般廃棄物最終処分場閉鎖後の跡地の土地利用を図るものとする。
4. 不燃ごみ・資源ごみのリサイクル施設（中間処理施設等）については、民間での施設整備を基本とする。